二　カジノ事業者は、賭金の回収又は勝金の支払後に次のイからへまでに掲げる事実を認識した場合は、速やかに当該イからへまでに定める措置をとらなければならない。

イ　顧客がロールした後に一イの⑴、⑵、⑸又は⑻に掲げることが発生したこと。　当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。この場合において、回収された賭金があるときは当該賭金に相当する額を該当する顧客に返還し、支払われた勝金があるときは当該勝金に相当する額を該当する顧客から回収すること。

ロ　次の⑴から⑶までに掲げることが発生したこと。　当該顧客が当該賭金に係る賭けについて勝ちとなった場合は新たに置き、又は増加させた賭金に対して支払われた勝金に相当する額を当該顧客から回収し、当該顧客が当該賭金に係る賭けについて負けとなった場合は新たに置き、又は増加させた賭金に相当する額を当該顧客に返還すること。

⑴　ポイントが決定されている間に顧客がパスラインに係る賭金を新たに置き、又は増加させたこと。

⑵　カムポイントが決定されている間に顧客が当該カムポイントに係るカムに係る賭金を新たに置き、又は増加させたこと。

⑶　⑴及び⑵に掲げる事実のほか、さいころがロールされてから顧客が賭金を新たに置き、又は増加させたこと。

ハ　次の⑴から⑶までに掲げることが発生したこと。　当該顧客が当該賭金に係る賭けについて勝ちとなった場合は減少させた賭金に対して支払われるべきであった勝金に相当する額を当該顧客に支払い、当該顧客が当該賭金に係る賭けについて負けとなった場合は減少させた賭金に相当する額を当該顧客から回収すること。

⑴　ポイントが決定されている間に顧客がパスラインに係る賭金を減少させたこと。

⑵　カムポイントが決定されている間に顧客が当該カムポイントに係るカムに係る賭金を減少させたこと。

⑶　⑴及び⑵に掲げる事実のほか、さいころがロールされてから顧客が置いた賭金を減少させたこと。

ニ　７の一の規定に従わずに賭金を回収したこと。　当該賭金に相当する額を該当する顧客に返還するとともに、当該賭金に係る勝金があるときは、当該勝金に相当する額を当該顧客に支払うこと。

ホ　負けとなった賭けに係る賭金を回収しなかったこと。　当該賭金に相当する額を該当する顧客から回収するとともに、当該賭金に係る勝金を支払ったときは、当該勝金に相当する額を当該顧客から回収すること。

ヘ　７の規定に従った勝金の支払がなされなかったこと。　該当する顧客に支払われた勝金が、所定の額より多い場合（該当する顧客に勝金を支払うこととされていない場合を含む。）はその差額を当該顧客から回収し、所定の額より少ない場合（該当する顧客に勝金が支払われなかった場合を含む。）はその差額を当該顧客に支払うこと。

三　カジノ事業者は、二のイからへまでに規定する措置が該当する顧客の特定が困難であること又は顧客が所在不明であることその他の理由により完了できないと認められる場合は、その記録を作成し、これを保存しなければならない。

10　ディーラー操作式電子テーブルゲームシステムを使用する場合

ディーラー操作式電子テーブルゲームシステムを使用してクラップスを行う場合の第五の規定の適用については、９一のロからニまで及び二のロからへまで並びに11の規定は適用しないものとし、その他の規定の適用については、次に定めるとおりとする。

一　２の規定の適用については、２中「、業務方法書に記載されたレイアウトの図面に従って表示された」とあるのは、「表示された」とする。

二　３の一、４の一、５の一及び二並びに９一のイの規定の適用については、ディーラーによる宣言又は発表は、それらの規定により宣言し、又は発表することとされている事項が、ディーラー操作式電子テーブルゲームシステムの表示装置（以下この10において単に「表示装置」という。）に表示されることにより行われたものとみなす。この場合において、４の一中「顧客の賭けの状況を勘案して、パスライン」とあるのは「パスライン」と、５の一中「顧客の賭けの状況を勘案して、当該」とあるのは「当該」とする。

三　３から８までの規定の適用については、顧客が顧客操作装置を使用して金銭を賭けるための操作を行うことにより、レイアウト上の賭けに対応する位置に賭金が置かれたものとみなす。

四　３二のハ及びニ、３四のイ及びロ、４の二、５の二並びに７の二の規定の適用については、賭けを行う旨若しくは行わない旨又はバイ若しくはレイに係る賭金である旨を示す印又はポイントの決定に係る印は、表示装置にそれに相当する事項が表示されることにより置かれたものとみなす。

五　３の四及び７の一前段の規定の適用については、ディーラーにより行われることとされている賭金の回収及び返還並びに勝金の支払はディーラー操作式電子テーブルゲームシステムにより行われるものとし、その結果は表示装置に表示されるものとする。

六　５の四の規定の適用については、ディーラーによるカム又はドントカムに係る賭金の移動は、それに相当する事項が表示装置に表示されることにより、行われたものとみなす。

11　電子テーブルゲームシステム等を使用する場合

電子テーブルゲームシステム等を使用するクラップス（さいころに相当する表示を使用し、かつ、３三のイからネまでに掲げる賭けを行う行為であって、８一のイ及びロに掲げる賭け以外の追加の賭けを行わないものをいう。以下この項において同じ。）を電子テーブルゲームシステム等を使用して行う場合は、第五に定める方法に従わなければならない。この場合における第五の規定の適用については、１、９及び10（一から六まで以外の部分に限る。）の規定は適用しないものとし、その他の規定の適用については、次に定めるとおりとする。

一　10の一から六までの規定は、電子テーブルゲームシステム等を使用するクラップスを行う場合の第五の規定の適用について準用する。この場合において、10の二中「、５の一及び二並びに９一のイ」とあるのは「及び二並びに５の一、二及び四」と、「、それら」とあるのは「それら」と、「事項が、」とあるのは「事項が、ディーラーによるそれら以外の行為は当該行為に相当する事項が、それぞれ」と、「「顧客の賭けの状況を勘案して、パスライン」とあるのは「パスライン」」とあるのは「「ディーラーは、顧客の賭けの状況を勘案して、パスライン又はドントパスに対応する位置に賭金を置いた顧客のうち１人に２個のさいころを渡し、当該顧客」とあるのは「顧客」」と、「「顧客の賭けの状況を勘案して、当該」とあるのは「当該」」とあるのは「「ディーラーは、顧客の賭けの状況を勘案して、当該ポイントに係るカムアウトロールを行った顧客（当該顧客がロールを行わない場合にあっては、賭けに参加している顧客であってディーラーが指名する者）に２個のさいころを渡し、当該顧客」とあるのは「顧客」」と読み替えるものとする。

二　電子テーブルゲームシステム等が１に定める用具に相当する機械式乱数発生装置の出力した値に基づき賭けの勝敗を決定するものである場合における３から８までの規定の適用については、当該機械式乱数発生装置による値の出力を顧客によるロールとみなし、当該出力した値を顧客が転がしたさいころの出目とみなす。この場合において、さいころの出目とみなす出力した値は、顧客がさいころを転がした場合に当該出目となる確率と同じ確率で出現するものとする。

三　二に定める場合以外の場合における３から８までの規定の適用については、顧客がさいころを転がす行為は、その結果が電子テーブルゲームシステム等の表示装置に表示されることにより行われたものとみなす。この場合において、表示されるさいころの出目は、顧客がさいころを転がした場合に当該出目となる確率と同じ確率で出現するものとする。